

令和2年11月11日 14:00	
資料提供（文化庁と同時資料提供）	
担当課・班	文化遺産課 世界遺産班
担当者	高橋智也
電話	073-488-6507

「榎野崎灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡」 「湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡」の史跡指定について

国の文化審議会（会長 佐藤 信）は、令和2年11月20日（金）に開催される同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、串本町所在の「榎野崎灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡」及び湯浅町・有田川町所在の「湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡」を史跡に指定することについて、文部科学大臣に答申する予定です。

記

1 指定される文化財

- ① 名称 榎野崎灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡
所在 東牟婁郡串本町榎野1006番地1 外4筆
意見具申者 串本町教育委員会
- ② 名称 湯浅党城館跡
所在 有田郡湯浅町大字青木77番地1 他15筆（湯浅城跡）
有田郡有田川町下津野355番地 外37筆（藤並館跡）
意見具申者 湯浅町教育委員会・有田川町教育委員会

※今回の指定により、県内の国指定史跡の件数は（30件（特別史跡1件含む））となります。

報道解禁（文化庁と同時発表のため）

○11月20日（金）17時（予定） でお願います。

（万が一、答申が遅れた場合は別途連絡いたします。）

※写真等データは、e5007001@pref.wakayama.lg.jp までご連絡いただければ提供します。なお、写真等については、提供先が様々となっています。クレジットにつきましても、「（機関名）提供」をお願いいたします。

檜野崎灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡

檜野崎灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡は、和歌山県最大の島である紀伊大島の東端、檜野崎の突端に位置する檜野崎灯台とその周辺海域で発生したオスマン帝国の軍艦エルトゥールル号の遭難事件に関する遺跡である。檜野崎の海拔約38mの高台につくられた「檜野崎灯台」は、イギリス人技師R・H・ブラントンにより建設された日本最初期の石造灯台である。ブラントン設計の灯台のなかで最初に点灯した灯台であり、明治3年（1870）6月10日（旧暦）に初点灯し、現役灯台として現在も機能している。エルトゥールル号遭難事件は、明治23年（1890）9月16日に檜野崎沖で、オスマン帝国のフリゲート・エルトゥールル号が台風により遭難し、500人以上の乗組員が死亡した海難事故である。同号は、16日深夜、檜野崎の突端から200～300m南西、海岸から100mの沖合にある「船(ふな)甲羅(ごうら)」に衝突・座礁した。海に投げ出された乗組員等が檜野崎灯台の灯火を頼りに泳ぎ着いたのが「遭難者上陸地」である。事故後、地域の住民の協力により遺体や遺品の回収が行われ、犠牲者は「船甲羅」と「檜野崎灯台」の中間地点に位置する「遭難者墓地」に葬られた。

檜野崎灯台は我が国の近代最初期の灯台として良好に保存され、明治初期の交通施設として貴重である。また、この地を舞台に発生したエルトゥールル号遭難事件遺跡は、近代における大規模かつ国際的な海難とその後の防災意識や日本とトルコとの国際交流・慰霊の歴史を明らかにする貴重な遺跡である。

構成文化財 船甲羅・遭難者上陸地・檜野崎灯台
檜野崎灯台旧官舎・遭難者墓地

指定予定面積 86,237.69㎡

現在、本史跡は県指定史跡である。昭和34年に遭難者墓地が「トルコ軍艦遭難者墓地」として県指定史跡、平成28年に船甲羅・遭難者上陸地・檜野崎灯台旧官舎が追加指定されて「エルトゥールル号事件関連遺跡群」に名称変更されている。

榎野埼灯台及びエルトゥールル号遭難事件遺跡（串本町）

史跡の概要

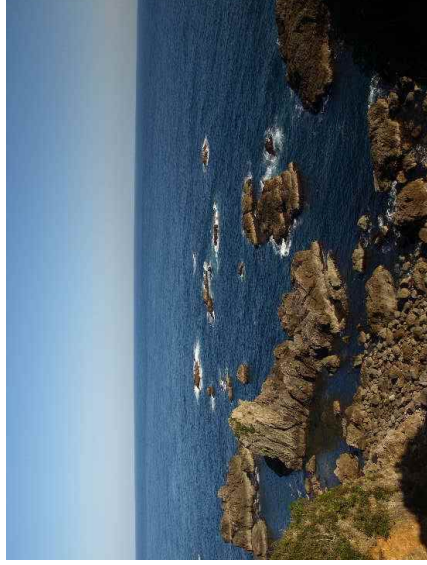
オスマン帝国の軍艦エルトゥールル号の海難事故とその後の行政・国際交流・慰霊・防災の歴史を示す遺跡。近代最初期の灯台として良好に保存されている「榎野埼灯台」、同号が衝突した「船甲羅」、生存者が泳ぎ着いたと伝えられる「遭難者上陸地」、犠牲者を葬った「遭難者墓地」からなる。近代における大規模かつ国際的な海難とその後の防災意識や日本とトルコとの国際交流・慰霊の歴史を明らかにする貴重な遺跡。

指定地面積

86, 237. 69㎡



遭難者上陸地



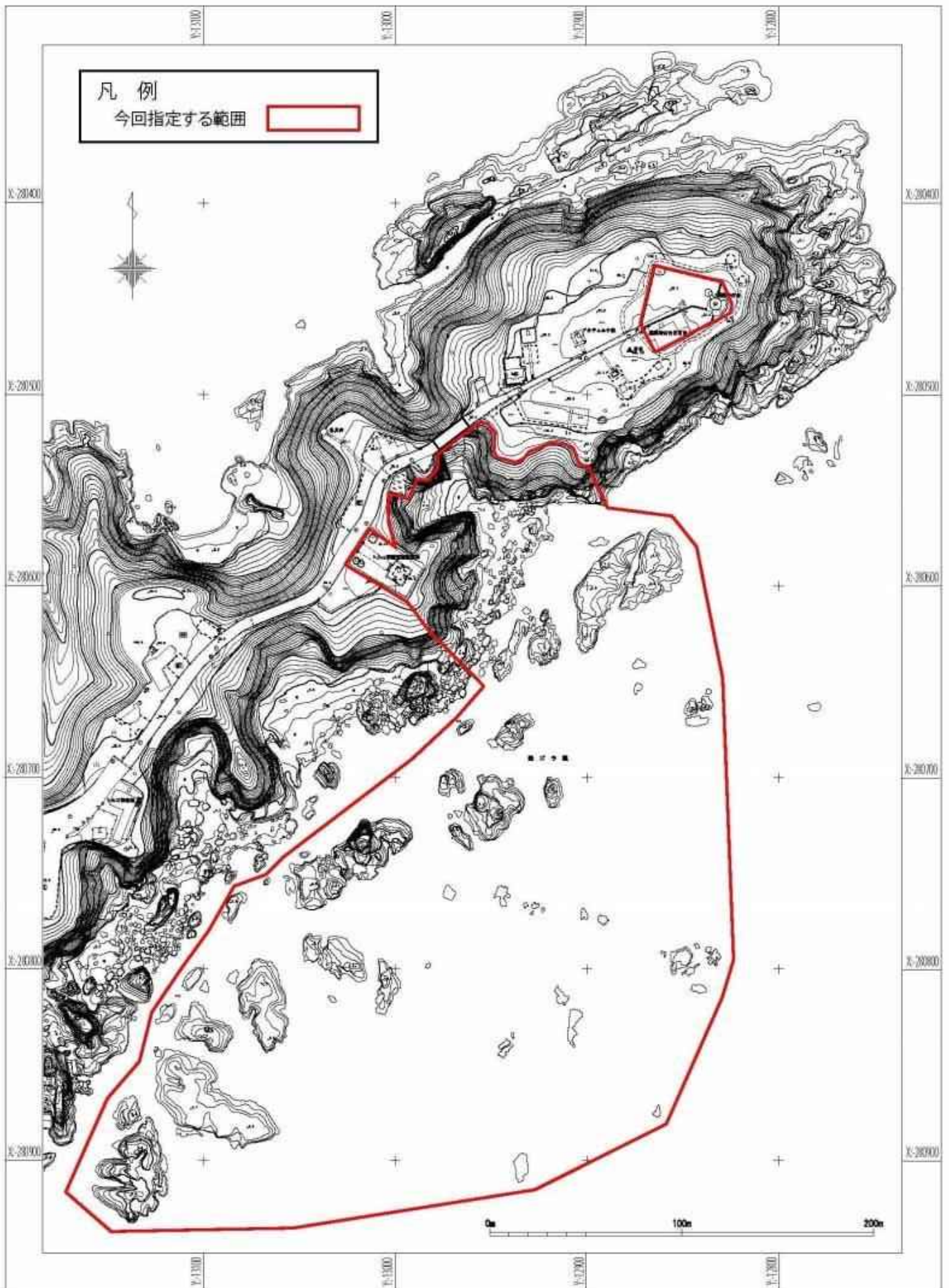
船甲羅



榎野埼灯台



遭難者墓地



指定予定範囲

湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡

平安時代末期から南北朝期の紀伊国において大きな勢力を誇った湯浅一族を中核とする武士団「湯浅党」の城館跡である。湯浅党は豊富な文献史料から西日本における中世前期の武士団の実態が分かる事例として調査研究が行われてきたが、その拠点となる城館の調査はこれまでほとんど行われてこなかった。そのため、平成28年度から有田市・湯浅町・有田川町の3市町が連携して、湯浅氏「一門」の本拠である湯浅城跡、婚姻関係や養子関係による擬制的な血縁関係によって結びついた「他門」の代表的な存在である藤並氏の本拠地である藤並館跡等の発掘調査を実施した。

湯浅城跡は、戦国時代に改変されているものの、築城時期が13世紀に遡ることが確認され、湯浅氏によりその縄張りが形作られた可能性が高まった。藤並館跡では、現存する土塁の下から13世紀後半に遡る土塁が検出されたことにより、館の基本構造は藤並氏の時代に造られ、戦国期にかけて改変が繰り返されたことが明らかになった。

湯浅党の本拠地に形成されたこれらの城館跡は、豊富に残る文献史料、有田川流域を中心に残る湯浅党関連の寺院や石造物などとともに、中世前期の社会状況を示しており、我が国の中世前期の武士団の在り方を知る上で重要である。

構成文化財 湯浅城跡・藤並館跡

指定予定面積 53,625.50㎡

湯浅党城館跡 湯浅城跡 藤並館跡 (湯浅町・有田川町)

史跡の概要

豊富な中世文書を伝え、中世武士団の典型事例として研究が進められてきた湯浅党を象徴する城郭群。周辺に残る湯浅党関連の寺院や石造物などとともに、中世前期の社会状況を示しており、我が国の中世前期の武士団の在り方を知るうえで重要。

指定地面積

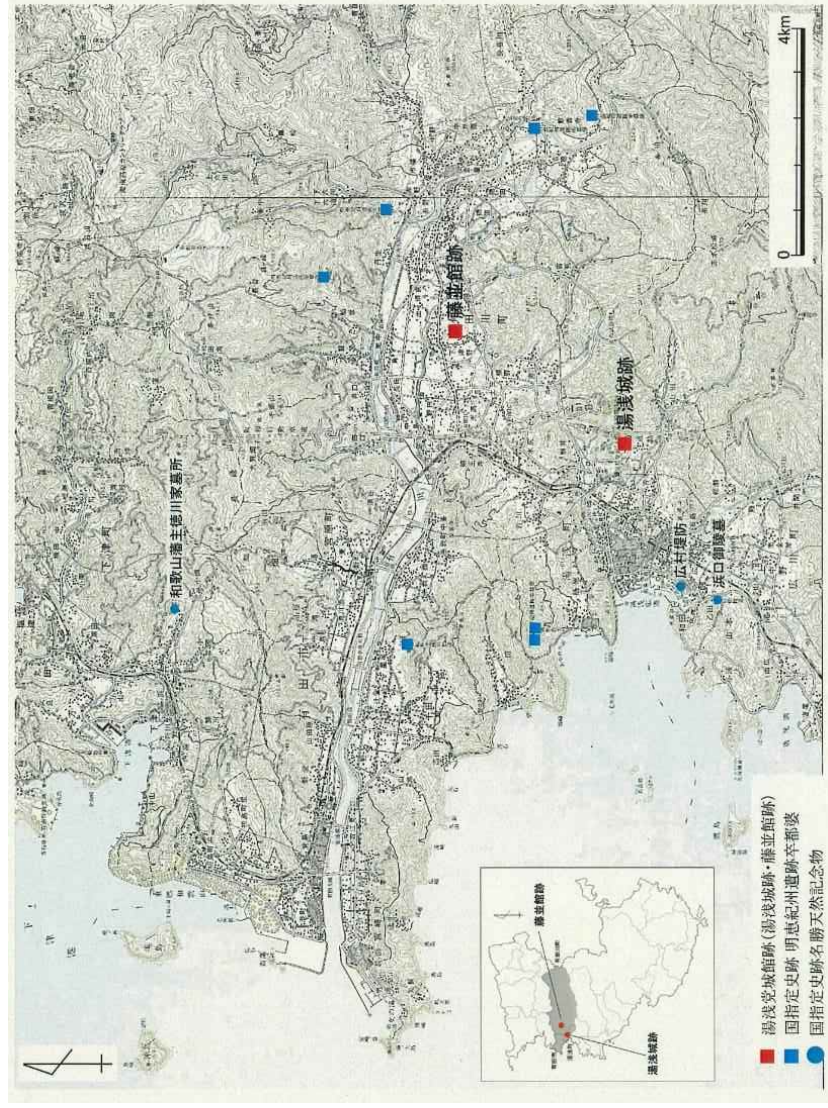
53,625.50㎡



湯浅城跡



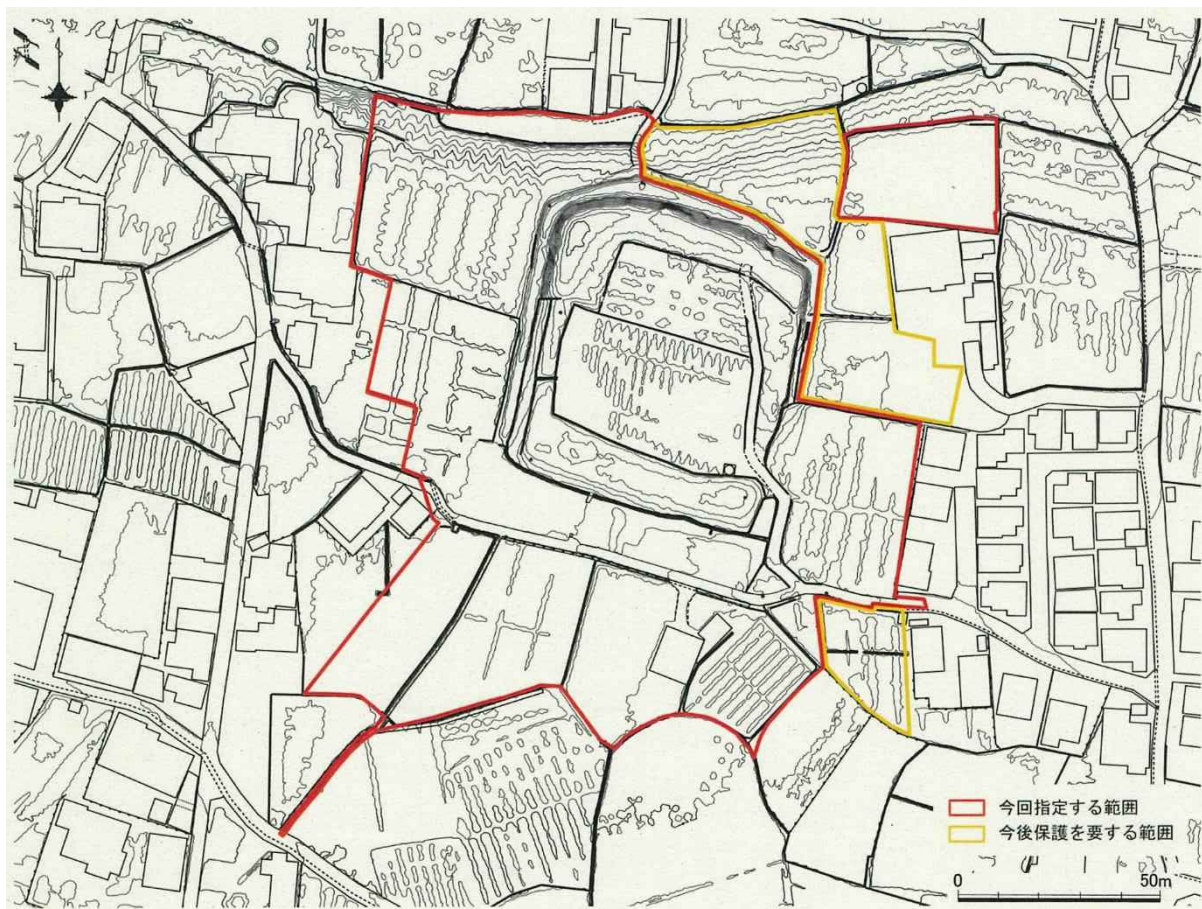
藤並館跡



位置図



湯浅城跡 指定予定範囲



藤並館跡 指定予定範囲